



基本方針 I : 生物多様性を守り、創ります。

施策の方向性 3 . 生物多様性に配慮した都市づくり

施策④ : 生物多様性に配慮したインフラ整備の推進

◆趣旨

生物多様性に配慮したインフラ整備を進めるにあたって、道路、鉄道、電気、ガス、上下水道等、従来のインフラ整備の手法に対して、水田、街路樹、遊水地等、緑を活用したグリーンインフラとの両立を図りながら進めることが重要です。グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を活用し持続可能な地域づくりなどを進めることをいいます。(参考:国土交通省ホームページ)(例:遊水地の上部をビオトープとしてボランティアなどによって保全を行うなど)。このようなグリーンインフラの取組を推進するとともに、グリーンインフラの概念をあらゆる主体に広め、人と自然環境のより良い関係の構築につとめます。

◆取組内容(令和3年度~令和5年度)

- あらゆる主体によるグリーンインフラの取組(整備・普及啓発・保全と持続可能な利用に向けた合意形成など)を推進します。
- グリーンインフラを構築する手法の一つである Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の考え方を広めます。
- 「藤沢市都市農業振興基本計画」に基づき水田の生物多様性の保全を推進します。
- 「藤沢市都市マスタープラン」に基づく取組を生物多様性の視点で推進・促進します。

◆各主体に期待される役割と市の役割

関連する主体	役割
市民	グリーンインフラへの理解、取組への参加
事業者	グリーンインフラへの理解と取組の導入
大学などの研究機関	グリーンインフラへの取組への助言・協力・参加
市民活動団体	グリーンインフラへの理解と活用
藤沢市	グリーンインフラの整備推進と普及啓発

◆実行プランに位置づける藤沢市の目標設定

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. グリーンインフラの普及啓発	普及啓発の実施	普及啓発の実施	普及啓発の実施
2. Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の考え方の浸透	普及啓発の実施	普及啓発の実施	普及啓発の実施

※ 他の施策と共通性の高いものについては、併せて実施する場合があります。

◇ 生物多様性に配慮したインフラ整備の推進 ◇ 関連する取組の推進が大切

基本方針 I 「生物多様性を守り、造ります。」を実現するためには、施策の方向性「1. 緑地・水辺環境の保全・再生・創出」と「3. 生物多様性に配慮した都市づくり」の両立が必要です。(※ 関連: 13 頁)

現在、本市が実施しているそれぞれの取り組みを、「生物多様性」を意識しつつ進めることで、「藤沢市生物多様性地域戦略」が掲げる将来像「生きものの恵みを感じるまち藤沢」に繋がっていきます。

- ◆「藤沢市生物多様性地域戦略」の取組（独自事業）と既存計画関連の取組（関連事業）との連携を緊密に行うことで、「生物多様性への全ての影響（危機）」の回避を目指します。 ※2 頁参照

◆「藤沢市生物多様性地域戦略」の取組（独自事業）

(1) グリーンインフラの取組の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる主体に向けたグリーンインフラの普及啓発に取り組みます。 (担当事業課：みどり保全課)
(2) Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の考え方の浸透
<ul style="list-style-type: none"> ● ハンドブック「自然と人がよりそって災害に対応するという考え方」（環境省 2016）や事例紹介を通じて、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の普及啓発に取り組みます。 (担当事業課：みどり保全課)

◆既存計画関連の取組（関連事業）

(1) 生物多様性に配慮した水田の保全の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 防災や環境保全機能を発揮するための取組として、治水効果や生きものの生息・生育環境を創出する水田保全のために水田耕作者に対する支援を実施します。 ● 環境保全型農業の普及・啓発を図るための資材、設備の導入に対する支援を行います。 (関連事業課：農業水産課)
(2) 街路樹の適正な維持管理
<ul style="list-style-type: none"> ● 街路樹の機能確保を図るため、剪定、除草等の維持管理を実施します。 ● 街路樹の健全度を把握するため、専門家による診断・評価を行います。 ● 樹種の更新を行う際は周辺住民の意見を聞く中で、郷土種への転換を検討します。 (関連事業課：道路維持課)
(3) 遊水地や河道等の河川整備の促進
<ul style="list-style-type: none"> ● 「かながわの川づくり計画（神奈川県）」に基づく多自然川づくりの整備を促進します。 (関連事業課：河川水路課) ● 区画整理事業における遊水地の整備を進めます。 (関連事業課：都市整備課) ● 下土棚遊水地について、地域団体、神奈川県と連携し、上部利用計画の実現を推進します。 (関連事業課：公園課、みどり保全課)
(4) 雨水貯留浸透施設の設置の促進等
<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水の利用に関する普及啓発や雨水利用施設の設置の促進を行います。 (関連事業課：環境総務課、下水道総務課) ● 雨水貯留浸透施設の設置を促進します。 ● 雨水貯留浸透施設の指導を行います。 (関連事業課：下水道総務課)